

# 兵庫県公報

令和8年5月1日 金曜日 第715号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 令和9年度兵庫県立総合衛生学院入学試験の実施（医務課）	1
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（林務課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 海岸法第12条第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	4
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	5
<b>公 告</b>	
○ 森林経営管理法第68条第3項に基づく規約の公告（林務課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 同上（同）	10
○ 落札者等の公示（物品管理課）	11
○ 同上（同）	11
○ 同上（同）	12
<b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	12
<b>教育委員会公告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示	13

## 告 示

### 兵庫県告示第419号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和9年度兵庫県立総合衛生学院入学試験を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修業 年限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 20人 程度 (うち県 内優先 枠10人 程度)	1年	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第21条各号のいずれかに 該当する女子(本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。)	第1次試験 令和8年12月11日(金) 午前9時20分から	1 学科試験 専門基礎分野・基礎 看護学・小児看護学 ・母性看護学 2 小論文(学科試験 合格者のみを採点対 象とする。)
				第2次試験 令和8年12月12日(土) 午前9時20分から	面接(学科試験合格者 に限る。)
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 40人 程度	3年	准看護師として3年以 上業務に従事している者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)又は学校教育法(昭 和22年法律第26号)第90 条第1項の規定に該当す る(本学院入学時におい て該当する見込みの者を含 む。)准看護師(本学院 入学時において当該免許 を取得している見込みの 者を含む。)	学科試験・面接 令和8年12月5日(土) 午前9時15分から	学科試験 (1)国語(近代以降の 文章) (2)専門基礎分野・専 門分野(准看護師 試験に準ずる。) 面接
歯科衛生 学科	推薦 20人 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の高等学校又は 中等教育学校を令和9 年3月卒業見込みで当 該学校長が推薦した者 2 調査書の学習成績概 評がB段階以上の者 3 合格した場合、必ず 本学院に入学し、卒業 後、県内に勤務する予 定の者	学科試験・面接 令和8年11月5日(木) 午前9時15分から	学科試験 国語(近代以降の文 章) 面接
	一般 20人 程度	3年	学校教育法第90条第1 項の規定に該当する者 (本学院入学時において 該当する見込みの者を含 む。)	学科試験・面接 令和8年12月5日(土) 午前9時15分から	学科試験 (1)国語(近代以降の 文章) (2)英語 面接

2 試験場所

神戸市長田区腕塚町5丁目2番1号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書（兵庫県立総合衛生学院において、令和8年6月8日（月）から同年11月24日（火）まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、下記(4)の受験料（普通為替）を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間（いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	令和8年10月26日（月）から同年11月13日（金）まで
看護学科2年課程（定時制）	一般	令和8年10月19日（月）から同年11月6日（金）まで
歯科衛生学科	推薦	令和8年10月16日（金）から同 月23日（金）まで
	一般	令和8年11月13日（金）から同 月24日（火）まで

(3) 提出先

〒653-0036 神戸市長田区腕塚町5丁目2番1号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

助産学科：13,000円（普通為替）

看護学科2年課程（定時制）：4,400円（普通為替）

歯科衛生学科：5,800円（普通為替）

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話 (078) 771-5122 (代表)



**兵庫県告示第420号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和8年5月27日（水）午前11時30分から正午まで

2 場所

神戸市長田区浪松町三丁目2-5 兵庫県西神戸庁舎4階 C会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社オーケイハウジング

代表者氏名 代表取締役 古賀 治

事務所所在地 兵庫県神戸市西区白水二丁目6番1号1階

免許証番号 兵庫県知事(2)第11963号

免許年月日 令和4年11月6日



**兵庫県告示第421号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
漆野	佐用郡	佐用町	漆野	久保 宮ノ下	85番1の一部、85番3、86番、87番2の一部、85番1から85番3に至る地先の道路敷の一部 411番11の一部、411番28の一部



兵庫県告示第422号

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第1項の規定に基づく海岸管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 行うべき措置の内容

但馬沿岸のうち竹野港海岸における海岸保全区域（昭和32年兵庫県告示第643号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 海岸管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、令和8年5月15日までに当該措置を行わないときは、海岸管理者又はその命じた者もしくは委任した者が、当該措置を行う。

別表 船舶

所在場所	整理番号	船舶の種類	船体の表示	外色	内色
豊岡市竹野町竹野地内	2	無動力船	青色のイルカの絵	黄	—
	3	無動力船		白	—
	4	無動力船		黄	—
	6	動力船		白	—
	7	無動力船	21 ○の中に共	黄	—
	8	無動力船	さざなみ	白	—
	9	無動力船	23	白	—
	10	無動力船		黄	—
	11	無動力船		黄	—
	12	無動力船		黄	—
	13	無動力船		青	—
	14	無動力船		青	—
	15	無動力船		白	—
	16	無動力船		白	—
	17	無動力船		白	—
	18	無動力船		白	—
	19	無動力船		白	—

	20	無動力船		青	—
	21	無動力船		白	青
	22	無動力船		黄	—
	23	無動力船		黄	—

※整理番号は、但馬県民局が整理の必要上付した番号である。



**兵庫県告示第423号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	兵庫県 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	8隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月1日から同年6月1日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 区分1

令和8年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和10年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
1	(1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。 (3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。

別記1 操業区域

1 兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

1 1月1日から12月31日まで

別記3 漁業を営む者の資格

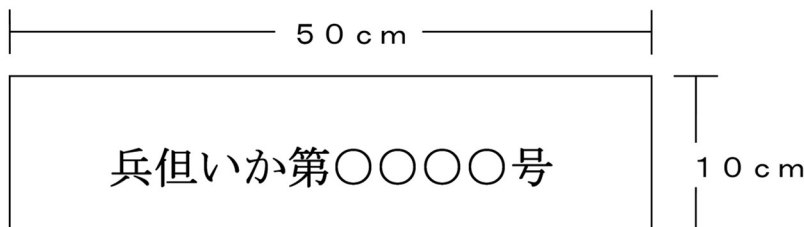
次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町及び同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
猫崎正北（東経134度45.86分の線）以西の兵庫県日本海海面	鋸崎正北（東経134度31.04分の線）、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間 6個
	鋸崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線以浅	3キロワット以内の電球 6個
	鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点と、鋸崎正北、水深100メートルの点とを結んだ線及び鋸崎正北から猫崎正北に至る水深100メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
猫崎正北以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルの線まで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルの線から水深200メートルの線まで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルの線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

公 告

森林経営管理法第68条第3項に基づく規約の公告

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条第1項の規定により、令和8年5月1日から、次の市町の森

林経営管理事業に関する事務を次の規約により兵庫県が代替執行することとしたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 市町名 養父市  
(2) 規約 以下のとおり  
兵庫県  
養父市

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年5月1日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、養父市（以下「市」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

- 1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は市であり、市は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、市が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

- 2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び市は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

- 2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附則

この規約は、令和8年5月1日から施行する。

- 2 (1) 市町名 神崎郡神河町  
(2) 規約 以下のとおり  
兵庫県  
神河町

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年5月1日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、神河町（以下「町」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

- 1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は町であり、町は必要な情報提供その他県

の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、町が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び町は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年5月1日から施行する。

3(1) 市町名 美方郡香美町

(2) 規 約 以下のとおり

兵庫県

香美町

#### 森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年5月1日

(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、香美町（以下「町」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林

2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は町であり、町は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、町が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び町は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年5月1日から施行する。

4(1) 市町名 美方郡新温泉町

(2) 規 約 以下のとおり

兵庫県

新温泉町

#### 森林経営管理事務の代替執行に関する規約

令和8年5月1日



(趣旨及び法的根拠)

第1条 本規約は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第68条の規定に基づき、新温泉町（以下「町」という。）が行うべき森林経営管理事業に関する事務について、兵庫県（以下「県」という。）が代替して管理及び執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(代替執行事務の範囲)

第2条 県が代替執行する事務（以下「代替執行事務」という。）は市町村森林経営管理事業に関する事務とし、次に掲げる森林に係るものとする。

- 1 過去に（公社）ひょうご農林機構と森林所有者の間で分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約を締結し、解約した森林
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事務に係る法令上の実施主体は町であり、町は必要な情報提供その他県の代替執行の支援をするものとする。

(代替執行事務の管理及び執行方法)

第3条 代替執行事務は、町が別に定める事項の定めるところにより、県が適正に執行するものとする。

(代替執行事務に要する経費の負担及び収益の帰属)

第4条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、県が負担する。

- 2 代替執行事務により生じた収益は、県に帰属する。

(経理の明確化)

第5条 県は、代替執行事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理を明確にするものとする。

(連絡調整)

第6条 県及び町は、代替執行事務の円滑な実施を図るため、年1回以上連絡会議を開催する。

- 2 前項のほか、必要に応じて随時協議を行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年5月1日から施行する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるることができる。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 阪急オアシス伊丹昆陽東店  
 所在地 伊丹市昆陽東25番4外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名 称	住 所	代表者の氏名
エムエル・エステート株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番3号	松井雅人
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名 称	住 所	代表者の氏名
エムエル・エステート株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	松井雅人
    - イ 変更後
 

名 称	住 所	代表者の氏名
エムエル・エステート株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番3号	松井雅人
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急オアシス 外1者	大阪市北区角田町8番7号	永田靖人

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西フードマーケット 外1者	大阪市北区角田町8番7号	渡邊学

4 変更年月日

令和8年4月1日外

5 届出年月日

令和8年4月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年5月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年9月1日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年5月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン土山店  
所在地 明石市魚住町清水字舞々2208-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤康之

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前 120.1平方メートル

イ 変更後 210.1平方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設 午前7時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

荷さばき施設1 午前6時から午後9時30分まで

荷さばき施設2 午前6時から午前8時30分まで

荷さばき施設3 午前6時から午前8時30分まで

- 4 変更年月日  
令和8年6月1日外
- 5 届出年月日  
令和8年4月16日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和8年5月1日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和8年9月1日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年5月1日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
県庁WANネットワーク機器等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年4月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTT・TCリース株式会社 神戸支店  
神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額  
24,448,380円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月24日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和8年5月1日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県情報セキュリティ強化対策機器等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日

令和8年4月6日

- 4 落札者の名称及び住所  
NTT・TCリース株式会社 神戸支店  
神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額  
17,509,580円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月24日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年5月1日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
仮想基盤サーバ等機器一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年4月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTT・TCリース株式会社 神戸支店  
神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号
- 5 落札金額  
5,427,070円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月24日

**但馬海区漁業調整委員会公告**

**漁業法に基づく指示**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和8年5月1日

但馬海区漁業調整委員会

会長 川越一男

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第87号
- 2 指示事項  
北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和8年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。
- 3 指示の有効期間  
令和8年6月1日から同月30日まで

## 教育委員会公告

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年5月1日

契約担当者

兵庫県立西はりま特別支援学校長 大内 雅勝

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立西はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立西はりま特別支援学校 たつの市新宮町光都1丁目3番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和8年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
神姫トラストホープ株式会社 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
125,611,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
令和8年2月13日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。